令和6年度文化活動支援事業募集要綱

【目的】

県民に熊本県立劇場での舞台芸術の発表の機会を提供するとともに、公演のレベルアップを図ることを 目的とします。

【申請資格】

下記2つの要件を満たす団体のみ申請することができます。

- (1) 県内に活動の拠点を置き、営利を目的としない文化芸術団体
- (2) 利用実績がある団体においては、過去2年間、施設使用料の滞納がない文化芸術団体

【支援の対象となる公演】

支援の対象となる公演は下記2つの要件を満たす公演です。

- (1) 令和6年4月1日から令和7年2月28日までに熊本県立劇場で行われ、(公財)熊本県立劇場から使用許可を受けている公演
- (2) 県内の文化団体・サークル等が主催し、広く県民の鑑賞を目的とした有料の公演で、熊本県立劇場のコンサートホールまたは演劇ホールの特性を十分に活かすことのできる音楽・舞踊・演劇等の公演

熊本県が補助する事業(間接的な補助を含む)との併用はできませんのでご注意ください。

【支援の対象とならない公演】

前項の規定にかかわらず、次の各項目のいずれかに該当するものは、対象としません。

- (1) プロの芸術家個人または団体による興行もしくはリサイタル等
- (2) 政治的または宗教的な普及宣伝活動と認められる公演
- (3) 特定の企業の広報・宣伝活動を伴う公演
- (4) チャリティー事業等で寄付等を伴う公演
- (5) 学校関連行事やカルチャー教室等による内部の発表会的な公演で、広く県民の鑑賞を目的と しない無料の公演
- (6) 本事業に3年連続で採択された団体による公演
- (7) その他、内容がふさわしくないと認められる公演

【支援内容】

採択された団体に対して、以下の支援を行います。

- (1) 公演本番当日(1日分)の熊本県立劇場ホール使用料相当額(限度額30万円、附属設備使用料を除く)の助成。ただし、公演終了後に提出される公演実績報告書に基づき、収支が黒字の場合は、助成額の減額や取り消しとなる場合があります。
- (2)(公財)熊本県立劇場広報媒体(劇場広報誌「ほわいえ」、ホームページ等)による公演の周知広報。

【申込手続】

<申込方法> 支援事業申請書(様式第1号)に必要事項を記入の上、提出ください。

申請書は熊本県立劇場ホームページからもダウンロードできます。

- ※ 支援事業申請書は返却しません。後日、記載内容について問い合わせる場合がありますので、コピーを取り保管してください。
- ※ 支援事業申請書に不備がある場合は審査の対象外となりますのでご注意ください。

<申 込 先> 〒862-0971 熊本市中央区大江2丁目7番1号

Mail:bosyu@kengeki.or.jp

(公財)熊本県立劇場 文化活動支援事業担当

<申込方法> メールまたは郵送

<申込期限> 令和 5 年 12 月 15 日(金) 19:00 [必着]

【審査及び結果通知】

提出書類に基づき、書類審査を行います。採否の結果につきましては、2 月中旬頃にメールまたは郵送で 通知します。

採否理由についての問い合わせには原則応じられません。

【支援の条件】

支援が決定した団体には、支援対象公演の実施に際して次のことをお願いします。

1. 印刷物について

ポスター、チラシ、プログラムには次の例にならい(公財)熊本県立劇場が支援していることを必ず表示してください。位置は問いません。

<表示例> 「**令和6年度熊本県立劇場文化活動支援事業**」

2. プレイガイドでの入場券の販売

入場券の販売は、県民に広く舞台芸術鑑賞の機会を提供するために、熊本県立劇場を含めた3ヶ所以上のプレイガイドで行ってください。

【公演実績報告書の提出】

公演日の翌々月末までに、以下の書類をご提出いただきます。ただし、2 月に行われる公演については、3 月末までにご提出ください。提出がない場合は助成取消となります。

(各書類の様式は、支援承認通知後、支援が決定した団体に配布します。)

<提出書類>(1)公演実績報告書(別紙様式第6号)

- (2) 領収書等整理表
- (3) 領収書または支払証明書のコピー ※食糧費、会食費、その他公演と関係無いとみなされる経費は助成対象外となります。
- (4) 活動状況のわかる資料(支援対象公演に係るチラシ、プログラム、記録写真)
- (5) 報告書チェックシート

【お問合せ】(公財)熊本県立劇場 文化活動支援事業担当

TEL:096-363-2235